

座間市教育委員会 8 月定例会会議録

1 開 会 日 令和 8 年 8 月 1 9 日 (水)

2 場 所 座間市役所 5 階教育委員会室

3 出席委員 教育長 木島 弘
教育長職務代理者 有山 周一 委員 吉田 幸代

4 出席職員 教育部長 高木 力 教育総務課長 大矢 宗弘
学校再編推進担当課長 齊藤 純 就学支援課長 高田 光弘
保健給食担当課長 古場 修 教育指導課長 下斗米 淑子
教育研究所長 本多 宏之 生涯学習課長 郡司 勉
図書館長 中村 史絵

5 書 記 教育総務係長 菅野 修平 教育総務課主事 太田 麻友

6 開会時刻 午前 9 時 3 0 分

7 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	3 5	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
2	3 6	座間市文化財保護委員会委員の委嘱について	生涯学習課長	承認
3	3 7	令和 8 年度座間市教育事務の管理及び執行状況の点検及び評価について	教育部長	承認
4	3 8	教育関係予算案に関する意見の申出について	教育部長	承認
5	3 9	座間市教育委員会共催等名義使用承認要綱の一部を改正する要綱	教育総務課長	承認

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者	結果
1	1 1	県費負担教職員の人事について	就学支援課長	—
2	1 2	県費負担教職員の任用について	就学支援課長	—

8 閉会時刻 午前 1 0 時 2 7 分

木島教育長 それでは、ただいまより座間市教育委員会 8 月定例会を開会いたします。

木島教育長 本日は、馬場委員及び升水委員から欠席の連絡を受けておりますが、在任委員に教育長を含めた人数の過半数が出席していますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定により、会議は成立するものといたします。

お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、会期は 8 月 19 日今日一日といたします。

次に、座間市教育委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により、会議録署名委員に有山委員と吉田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

木島教育長 続きまして、前回会議録の承認に移ります。

7 月 8 日開催の座間市教育委員会 7 月定例会の会議録について、事前に配付のとおりですが、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、前回会議録は承認することとよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、前回会議録は承認いたします。

なお、会議録の署名は、本定例会後に行うことといたします。

続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過を報告いたします。

<教育長報告>

木島教育長 7 月 8 日（水）教育委員会定例会、教育長、教育長職務代理者、升水委員、吉田委員出席です。

同日、市長表敬訪問（清水遥仙さん（座間中学校 3 年生）、Unicon 22－Unicycling World Championships and Convention 2026 出場）教育長出席です。

7 月 25 日にオーストラリアで開催される一輪車の世界大会に出場するため、表敬訪問を行いました。清水さんが所属する「ユニサイクルスマイル」は、栗原小学校や相武台東小学校の体育館を利用して活動を行っています。

7月11日（土）未来へつなぐ学校づくり説明会（座間市役所）、教育長、教育長職務代理者出席です。

7月15日（水）SC相模原 2026／27パートナーキックオフパーティー、海老名市で行われました。教育長出席です。

7月18日（土）市スポーツ少年団ジュニアリーダースクール開講式、教育長出席です。

7月19日（日）弔問（星野勝司元座間市長）、教育長出席です。

7月23日（木）教育事務点検評価委員会第3回会議、教育長出席です。

7月24日（金）市文化財保護委員会委員委嘱式、教育長出席です。

同日、第1回コミュニティ・スクール推進協議会、教育長見学です。

7月25日（土）相模が丘地区夏祭り、教育長出席です。

同日、ポインターズ座間創立50周年記念式典、海老名市で行われました。教育長出席です。

7月27日（月）ざま井上兄弟キッズチャレンジフェスタ、教育長、升水委員、吉田委員出席です。

7月30日（木）歴史民俗資料室のリニューアルに伴う内覧会、教育長、教育長職務代理者、吉田委員出席です。

同日、市長表敬訪問（市消防団第3分団）、教育長出席です。

これは、7月11日（土）に開催された、第56回神奈川県消防操法大会の小型ポンプ操法の部において、最優秀賞（第1位）を受賞したことを報告するための訪問です。

出場した20チーム中、最速のタイム（39秒77）で100点満点という素晴らしい成績だったそうです。

また、10月31日（土）に東京都で行われる、第31回全国消防操法大会の出場を予定しています。

私が素晴らしいなと思ったのは、練習の積み重ねです。皆さん消防団ですから、それぞれお仕事を持っているわけですが、お仕事を終えた後、夜8時から10時までの時間を使い、昨年12月からこの大会の時期まで、週3日のペースで練習を積まれたということでした。これは、まさに努力の結果かなと思っております。そのような方たちに座間市の安全を守っていただいているということは、大変心強いなと、表敬訪問を受けて感じたところです。

同日、県央地区小・中学校教育課程研究会（保健体育部会）、教育長見学です。

同日、薬物乱用防止パネル展、教育長見学です。

7月31日（金）政策会議、教育長出席です。

同日、県央地区小・中学校教育課程研究会（社会科部会）、教育長見学です。

同日、市長表敬訪問（ＳＣ相模原ＦＩＯＲＥ）、教育長出席です。

これは、地域に女子のサッカーチームがなかったために、女子サッカーの普及、育成・発展のためにチームを作ろう、というところからスタートをしたということで、座間市内の中学校の女子８人も出席いたしました。

８月３日（月）市民文化会館大規模改修工事の完了に伴う内覧会、教育長、教育長職務代理者、升水委員、吉田委員出席です。

８月４日（火）教育研究発表会・教育講演会、教育長、教育長職務代理者出席です。

８月５日（水）管理職研修会兼これからの学びづくり研修会、教育長、教育長職務代理者、升水委員、吉田委員出席です。

同日、いさま会定期総会、教育長、教育長職務代理者、升水委員出席です。

８月６日（木）県市町村教育長会連合会幹事会、小田原で行われました。教育長出席です。

８月８日（土）道徳教育研究会（相模原会場）、教育長出席です。

８月１４日（金）市ひまわりまつり開会セレモニー、教育長出席です。

同日、原爆写真パネル展語り部によるパネル解説、教育長見学です。

８月１８日（火）市青少年健全育成大会起草委員会、教育長出席です。

木島教育長 以上です。ただいまの経過報告について、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、本日の案件に移りますが、まずは非公開とする案件についてお諮りします。２ページの議事運営要領を御覧ください。議案第３５号及び第３６号並びに報告第１１号及び第１２号は、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

木島教育長 御異議なしと認め、議案第３５号及び第３６号並びに報告第１１号及び第１２号は非公開といたします。

また、審議の順番については、公開案件の後に非公開案件を行うことといたします。

木島教育長 それでは、議案第３７号「令和８年度座間市教育事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」、説明をお願いいたします。

(高木部長 挙手)

木島教育長 高木教育部長、お願いいたします。

高木部長 それでは、資料9ページを御覧ください。議案第37号について御説明します。
提案理由は、令和7年度事業を対象とした令和8年度教育事務の管理及び執行状況の点検評価報告書を議会へ提出するため提案するものです。

本点検評価は、教育委員会が教育行政に関し独立した執行権限を有する機関であることから、教育の基本方針に基づき、どのように事務が執行されているかを自らチェックし、市民にその状況を説明する必要があるとの目的で実施するものです。

本年度は令和7年度事業をその対象とし、通算19回目の点検評価作業を行いました。

なお、本年度の点検評価委員会は5月28日、6月24日及び7月23日の計3回開催し、外部評価委員である学識経験者の皆様から様々な御意見や御指摘をいただき、点検評価報告書(案)に反映いたしました。

それでは、議案第37号関係の別添資料「令和8年度(令和7年度事業対象)教育事務の管理及び執行状況の点検評価報告書(案)」の1ページを御覧ください。

「1 趣旨」は、ただいま御説明したとおりです。

「2 点検・評価の対象」です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき策定した「第3期座間市教育大綱」の基本理念の実現に向け、教育と文化の2つの基本目標を達成するために掲げた10施策のうち、教育委員会が所管する8施策によって取り組んだ主な事業のほか、同教育大綱の個別計画により推進した令和7年度事業並びに実施計画における重点事業等を点検・評価の対象としました。

次に「3 点検・評価の方法」についてです。点検・評価に当たっては、「第3期座間市教育大綱」に掲げる各施策を推進するために取り組んだ主な事業について、昨年度の報告書に示された課題等及び達成状況等を踏まえつつ、令和7年度における教育委員会としての取組、今後の課題及び自己評価について考査し、学識経験者の意見等を参考に進めました。

ここで点検・評価報告書(案)の記述方法について、「施策の方向(1)」を例に御説明しますので、5ページをお開きください。

5ページ上部の表中に各施策とその取組方策について列記しております。

次に、各施策を推進するために取り組んだ事業を表形式でまとめております。表中には、施策関連番号、取組名、所管部署及び事業概要を記載しました。この施策

関連番号は、各取組と 5 ページの表中に記した取組方策の番号とを関連付けています。

その下の記述は、各取組を一連の流れで確認できるよう、実績、成果・課題、今後の対応としております。

また、写真、データ、図表等を用いて、視覚に訴え、一目で 1 年間の取組内容が理解できるよう努めました。

続いて 16、17 ページを御覧ください。16 ページ下から始まりますが、点検評価委員からの主な御意見は、各施策の最後に記載しています。

以上、議案第 37 号に関する概要説明でした。本点検・評価報告書の議会への提出について、御協議をお願いいたします。

木島教育長 ありがとうございました。

この点検評価に当たりましては、私も会議に出席させていただきましたが、各課の課長が準備をし、内容を確認しながら報告をしていただきました。取りまとめるという意味では、事務局が大変だったかなと思っております。

また、ただいま高木教育部長から大変丁寧な説明がありましたので、教育委員の皆様にもよく理解いただけたのかなと思います。

教育委員の皆様へ、事前に点検・評価報告書（案）をお渡しさせていただいており、先ほど教育長室で有山委員からも、じっくりと目を通させていただいたとお話をいただいております。

ただいまの件につきまして、御意見や感想等ございましたらお願いいたします。

（有山委員 挙手）

有山委員 それぞれ本当に丁寧にまとめていただいて、点検・評価をつけていただき、写真も入っているので、より分かりやすいなと思います。

私が注目したのは、22 ページの座間市でも力を入れて取り組んでいる「書く力の向上」というところなのですが、令和 7 年度も授業づくり研修講座ということで、教育研究所において年に 2 回、教職員を集めて研修講座を開いていただき、すごく良いことだなと思います。

ここに参加された人数の記載があると、どのくらい市内の教職員に浸透しているのかが分かりやすくなるかなと思いました。どこかで人数が分かるものが手に入るのであればよいですが、人数も参考にしたいなと思いました。以上です。

木島教育長 このあたり、本多所長はどのように思いますか。

(本多所長 挙手)

木島教育長 本多教育研究所長、お願いいたします。

本多所長 参加した人数については、記録として残っております。

基本的には、各校1名以上が参加する研修講座のため、1講座あたり17名程度です。学校によっては、複数人参加しているため、20名程度かと思います。

木島教育長 そうですね。見やすさや、どのぐらいの人数が参加しているのかということで、市内の教職員にどれだけ浸透しているかという意味合いも含めて、人数を記載することについて、今後、御検討いただければと思います。

(吉田委員 挙手)

木島教育長 吉田委員、お願いいたします。

吉田委員 点検・評価報告書(案)を最初にデータでいただき、その後、定例会の別添資料で紙媒体をいただきました。データと紙媒体では、読むスピードも違うなと感じました。学校では、デジタル教科書が進んでいるという話も聞きますが、個人的には、文字を紙で見るのがいいなと思いました。

内容についてですが、実際は、教育現場ではここに記載されていない課題も出ていると思うので、そこを解決できるように、教育委員会の力がもっと必要なのかなと思いました。

木島教育長 ありがとうございました。

点検評価をしてくださる3人の先生方がおられますけれども、大変細かく見ていただいて、御指摘をいただいておりますので、内容がより深くなる方法について常に考えながら、点検評価委員会の会議の中で取り組んできたところでございます。

木島教育長 他に御質問等もないようですので、議案第37号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第37号は承認いたします。

木島教育長 続きまして、議案第38号「教育関係予算案に関する意見の申出について」、説明をお願いいたします。

(高木部長 挙手)

木島教育長 高木教育部長、お願いいたします。

高木部長 それでは、資料10ページを御覧ください。議案第38号について御説明します。

提案理由は、令和8年度座間市一般会計補正予算案について提案するものです。

11ページを御覧ください。市長からの意見聴取の文書となっております。

それでは、令和8年度座間市一般会計補正予算案について御説明いたします。

次の12ページをお開きください。まず、歳入予算です。表のNO. 1小学校債及びNO. 2中学校債並びにNO. 3社会教育債は、起債対象事業費の増に伴う増額です。

続いて、歳出予算です。13ページを御覧ください。

学校給食運営管理事業費は、学校給食を喫食していない児童の保護者の経済的負担を軽減することを目的とした学校給食非喫食者支援給付金制度の創設に伴い、賄材料費を減額し、その同額を扶助費に計上するものです。

議案第38号の説明は以上です。

なお、同制度の概要につきましては、この後、古場保健給食担当課長から御説明します。

(古場担当課長 挙手)

木島教育長 古場保健給食担当課長、お願いいたします。

古場担当課長 補足させていただきます。

令和8年度から国による小学校給食費の抜本的な負担軽減事業が実施され、給食を喫食している児童の御家庭は負担軽減が図られました。しかし、事情により給食を喫食していない場合は支援を受けることができません。

そこで、今回創設する制度は、給食を喫食していない児童の御家庭の経済的負担軽減を図るため、本交付金を活用して、食物アレルギー、宗教上の理由、不登校、

長期欠席等で学校給食辞退届等を提出して、給食の提供を受けていない児童の御家庭に、月額5,200円を基本として給付するものです。

木島教育長 丁寧な説明、ありがとうございました。

これで歳出の内容が少し御理解いただけたのかなと思うのですが、ただいまの説明も含めて、御質問等ございますか。

(吉田委員 挙手)

木島教育長 吉田委員、お願いいたします。

吉田委員 この月額5,200円の給付は、何月からスタートされるのでしょうか。

(古場担当課長 挙手)

木島教育長 古場保健給食担当課長、お願いいたします。

古場担当課長 議会で議決されれば、令和8年4月に遡及して給付をしたいと考えております。

吉田委員 ありがとうございます。

木島教育長 国による小学校給食費の抜本的な負担軽減事業が令和8年4月から始まっていますので、給食を喫食している児童は、本市の給食費5,300円のうち、5,200円を県による市町村立小学校給食費負担軽減事業費交付金で負担し、100円分を国による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で負担している状況です。

その中で、非喫食者に対して負担軽減策を実施しようというのが、この制度でございます。対象者等について何か御質問等ございますか。

吉田委員 ありがたい限りですね。

木島教育長 保護者はありがたいと思われるかもしれないということです。
実際に有山委員は今、給食を食べている立場にありますけれども、いかがでしょうか。

(有山委員 挙手)

木島教育長 有山委員、お願いいたします。

有山委員 印象ではありますが、デザート回数の回数が増えたかなと思います。
このような補助をしていただくことで、物価が高騰しているなかでも、今までどおり充実した内容の給食を喫食でき、とても良いことだと思います。

木島教育長 この補正予算案が議会で議決されると、実際に対象者に給付されるのは、何月頃になりますか。

(古場担当課長 挙手)

木島教育長 古場保健給食担当課長、お願いいたします。

古場担当課長 正確にはまだ分かりませんが、予定では、10月から周知期間を設けまして、最終的には令和9年3月に給付をしたいと考えています。

木島教育長 3月には給付がされるだろうということです。

木島教育長 他に御質問等ございますか。よろしいですか。
それでは、議案第38号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第38号は承認いたします。

木島教育長 続きまして、議案第39号「座間市教育委員会共催等名義使用承認要綱の一部を改正する要綱」、説明をお願いいたします。

(大矢課長 挙手)

木島教育長 大矢教育総務課長、お願いいたします。

大矢課長 それでは、資料14ページを御覧ください。議案第39号について御説明いたします。

提案理由は、条文の追加及び様式の改正等をいたしたく提案するものです。

15 ページを御覧ください。教育委員会が共催等名義使用承認に当たり必要な条件を付すことができる旨を要綱条文に規定するため、第6条へ追加を行いました。

これは、これまで承認書の記載により運用上付していた条件、承認条件について、要綱上の根拠を明確にするものです。

続いて、共催等名義使用を承認した事業については、令和7年度までは、教職員の協力による学校での個別のチラシ配布等を許可しておりましたが、教職員の働き方改革の推進に伴う負担軽減を図るため、令和8年度から原則として、学校でのチラシ配布等を禁止といたしました。

このことに伴い、まず、第1号様式では、学校でのチラシ配布等が原則としてできないこと等、承認に当たっての条件を申請時にあらかじめ御確認いただくため、確認事項の欄を新たに設けました。

次に、第2号様式では、従来から記載している承認条件に、学校でのチラシ配布等の禁止に関する条件を追加いたしました。

施行日は令和8年9月1日としております。改正前の様式に基づいて作成した用紙につきましては、当分の間、必要な調整をして使用することができる旨の経過措置を設けております。

議案第39号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございました。ただいまの件について、御質問等ございますか。

(吉田委員 挙手)

木島教育長 吉田委員、お願いいたします。

吉田委員 例えば、PTAが作成したチラシは配布可能で、イベント団体が作成したものは配布不可という配布の可否に線引きはありますか。

(大矢課長 挙手)

木島教育長 大矢教育総務課長、お願いいたします。

大矢課長 市の事業や市が共催という形で実施主体であれば、チラシの配布等は可能です。
しかし、イベントの趣旨には賛同するけれども実施主体ではない後援に関しては、チラシの配布は不可としています。代わりに、教育委員会が後援した事業につ

いては、市ホームページへ開催内容等のデータの掲載を行い、イベントを実施することを周知しています。

吉田委員 ありがとうございました。

木島教育長 この共催等名義というのは、例えば具体的にどういうことか、御説明いただけますか。

(大矢課長 挙手)

木島教育長 大矢教育総務課長、お願いいたします。

大矢課長 共催は、市が主催者の一員として企画・運営に関与し、経費負担や事故時の責任も主催者として負うものでございます。一方、後援は、趣旨に賛同し、市の名称使用を認めますが、企画・運営への関与や経費負担は原則行いません。申請件数は、後援のほうが圧倒的に多いため、その後援のチラシが学校現場での負担になってしまっているため、今回、見直しを提案させていただきました。

木島教育長 よくチラシの中に「座間市教育委員会後援」と明記されているじゃないですか。団体からすると、教育委員会の名義を取っていると、保護者もイベントに対する安心材料につながるということで、名義を取ることが多いのです。

令和7年度までは、チラシを教職員が児童生徒向けに配布していましたが、働き方改革等で見直そうというところで、今回このような一部改正を入れさせていただいたということです。

ただ、名義使用の申請団体の中には、なぜ配付を認めてもらえないのかという問い合わせもいくつかあるそうですので、周知までには少し時間がかかるかなと思います。

そのため、申請書と承認書の中に明記をさせていただいて、それが承認の条件だと規定しているので、おおむね理解を進めることができるところです。実際に、有山委員は先生方の負担であったというところがありますか。

(有山委員 挙手)

木島教育長 有山委員、お願いいたします。

有山委員 イベント等のチラシ配布が当たり前になっていたもので、負担という意識を持っていなかったです。ただ、多数のチラシの配布があったので、全部子どもたちに配るというのは、改めて考えると負担ではありますね。

今後、チラシの配布がなくなった際、内容を子どもたちに伝える場合は、どこかに1か所にチラシを置いて、配架という形になりますか。

(大矢課長 挙手)

木島教育長 大矢教育総務課長、お願いいたします。

大矢課長 配架についても、その事務を教職員に依頼することになってしまいますので、基本的には一切行わないです。

木島教育長 このあたり、学校側に内容が理解されているのでしょうか。

例えば、管理職は運用の変更があったということは理解しているけれども、管理職以外の教職員は、有山委員が言ったように、チラシ配布は当然と思っていたところがあると思います。

教育委員会として、市教育委員会共催等名義使用承認要綱の一部改正を行い、チラシ配布を一切行わないということを教職員にもお伝えができているといいなと思うのですが、このあたりは教育指導課長、どう思いますか。

(下斗米課長 挙手)

木島教育長 下斗米教育指導課長、お願いいたします。

下斗米課長 まず、後援された事業のチラシ配布を一切行わないことは、学校から負担軽減の要望を受けて検討しました。令和8年8月7日に保護者連絡システムでイベント情報のホームページ案内を発信していますので、教職員も状況の把握はされていると思います。しかし、教育委員会として、保護者とは別に教職員へ情報共有を行ってもいいのかなとは思っております。

木島教育長 そうですね。どこかで情報共有がされるとよいので、例えば、校長会で情報を伝えて、校長先生から情報共有をしていただいてもいいのかなと思います。

共催等名義使用承認の申請をする一部の方たちは、どうしても学校へ配布してほしいと思いを伝えてくる場合もありますので、学校へ情報共有がされていれば、丁寧にお断りすることができるかなと思っております。

木島教育長 それでは、よろしいでしょうか。
御異議等ないようですので、議案第39号は承認いたします。

木島教育長 本日、公開の案件は以上になります。ここからは、非公開案件の審議に移ります。

（議案第35号「座間市教育委員会職員の人事について」及び議案第36号「座間市文化財保護委員会委員の委嘱について」並びに報告第11号「県費負担教職員の人事について」及び報告第12号「県費負担教職員の任用について」は非公開）

木島教育長 本日の案件は以上になります。
その他、会議の中で取り上げたいことはございますか。

（大矢課長 挙手）

木島教育長 大矢教育総務課長、お願いいたします。

大矢課長 専決処分について御報告いたします。

専決処分とは、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決が必要な案件を、市長が議会に諮らずに意思決定をする特例の措置を行い、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

この度、教育委員会に関係する2件の専決処分を行いましたので、令和8年8月26日開催の令和8年座間市議会第3回定例会の開会・提案説明において議会に報告するものです。

初めに、和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分について御報告いたします。

事故発生日時は令和8年5月24日午前10時ごろで、事故発生場所は座間市相模が丘六丁目35番1号先路上です。事故の状況は、相模中学校のグラウンドで野球部が練習試合中に、生徒が打ったボールが敷地外へ飛び出し、走行中の相手方車

両に当たり破損させたものです。和解の内容は、損害賠償額5,340円を市が負担することで、令和8年7月24日に専決処分を行いました。

次に、令和6年度旭小学校エレベーター設置工事の変更契約に係る専決処分について御説明いたします。

工事名は令和6年度旭小学校エレベーター設置工事（繰越）（債務負担）、工事請負人は同郷建設株式会社です。工期は、変更前が令和7年10月1日から令和8年10月25日まで、変更後は令和7年10月1日から令和8年12月24日までです。請負契約金額は、変更前が2億2,587万8,400円、変更後は2億3,012万円で、今回の変更では424万1,600円の増額となります。

変更契約の概要は、中東情勢により工事に必要な資材が入手困難な状況が続いているため、工期の延長及び工期延長に伴う契約金額の変更が生じました。これらの内容に関しまして、令和8年8月12日に専決処分を行いました。

教育総務課からの報告事項の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございました。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 他に会議の中で取り上げたいこと等ございますか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次回の定例会は、令和8年9月16日（水）午前9時30分から教育委員会室で開催いたします。

以上で座間市教育委員会8月定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。